

	(1) 省略				
	(2) 契約の締結の禁止命令 (第43条、第47条)		○		
	(3) 業務の停止及び許可の取消し (第44条、第45条、第47条)		○		
	(4) 省略				
	(5) 事業報告書の受理(第49条)				○
	(6) 省略				
9 不動産特定共同事業の施行に関する事務	1 不動産特定共同事業の許可に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 許可条件の変更(第4条第1項)		○		
	(3) 省略				
	(4) 変更の許可(第8条第1項)				○
	2・3 省略				
	4 名簿の閲覧(第13条)				○
	5 省略				
10 住宅地区改良の施行に関する事務	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 都市再開発法の施行に関する事務(市街地再開発組合に係るものに限る。)	1~11 省略				
	12 再開発会社に関すること。				
	(1) 施行の認可(第7条の9第3項、第50条の2第1項、第2項、第50条の8第1項)		○		
	(2) 規準又は事業計画の変更認可(第7条の9第3項、第50条の9)		○		
	(3) 合併等の認可(第7条の9第3項、第50条の8第1項、第50条の12)		○		
	(4) 審査委員選任の承認(第50条の14第1項)		○		
	(5) 市街地再開発事業の終了認可(第50条の8第1項、第50条の15)		○		
	13 省略				
	14 省略				
	(1) 省略				
	(2) 契約の締結の禁止命令 (第43条)		○		
	(3) 業務の停止及び許可の取消し (第44条、第45条)		○		
	(4) 省略				
	(5) 省略				
9 不動産特定共同事業の施行に関する事務	1 不動産特定共同事業の許可に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 許可条件の変更(第4条第4項)		○		
	(3) 省略				
	2・3 省略				
	4 省略				
10 愛媛県持家住宅建設資金貸付に関する事務	1 貸付原資の預託に関すること。		○		
11 住宅地区改良の施行に関する事務	1 省略				
	2 地区内の建築行為等の制限許可(第9条)				○
	3 省略				
	4 土地の試掘等の許可(第21条)				○
	5 省略				
	6 省略				
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 都市再開発法の施行に関する事務(市街地再開発組合に係るものに限る。)	1~11 省略				
	12 省略				
	13 省略				

	(4) 助言及び指導 (第69条)				○
	(5) 報告の徴収 (第70条)				○
	(6) 地位の承継の届出の受理及び承認 (第71条第2項、第3項)		○		
	(7) 改善命令 (第72条)		○		
	(8) 事業の認可の取消し (第59条、第73条)		○		
	(9) 事業の廃止の届出の受理 (第74条第1項)		○		
17 省略					
18 住生活基本法の施行に関する事務	1 住生活基本計画の作成及び変更 (第17条)	○			

17 省略					
18 住宅建設計画法の施行に関する事務	1 住宅建設5箇年計画の作成 (第6条)	○			

別表第9 (第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
出納局	1～3 省略				

別表第10 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
出納局	1～3 省略				

別表第3 省略

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

庁中一般
各地方機関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程 (昭和56年愛媛県訓令第40号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p>第2条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで 削除</p> <p>(4) 管内の地方局に属する機関 (愛媛県行政組織規則 (以下「行政</p>	<p>(総務県民部各課の所掌事務)</p> <p>第2条 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県の主要施策の推進に係る管内の地方機関 (愛媛県行政組織規則 (以下「行政組織規則」という。) 第3章に規定するもの (愛媛県立医療技術大学を除く。) をいう。第6条を除き、以下同じ。) の総合調整に関すること。</p> <p>(2) 管内の他の執行機関の出先機関の総合指導及び監督並びに市町その他公共団体に対する総合的助言に関すること。</p> <p>(3) 重要な事務事業の調整に関すること。</p> <p>(4) 管内の地方局に属する機関 (行政組織規則</p>

組織規則」という。)第23条の4に規定する地方局に属する機関をいう。以下同じ。)の長の出張、休暇その他服務に関すること。

(5)～(9)の2 省略

(10)から(12)まで 削除

(13)・(14) 省略

(15) 旅券に関すること(中予地方局を除く。)。

(16)及び(17) 削除

(18) 省略

(19) 削除

(20) 管内の公有財産の総合管理に関すること(他の主管及び支局管内に属するものを除く。)。

(21) 局内各課室の物品の取得、管理及び処分に関すること(支局内各課室に属するものを除く。)。

(21)の2 製造の請負等に係る競争入札参加資格審査に関すること(中予地方局を除く。)。

(21)の3 省略

(21)の4 NPO・ボランティアに関すること。

(21)の5 国際交流及び国際協力に関すること。

(21)の6 消費生活行政の推進及び調整に関すること。

(21)の7 コミュニティ対策に関すること。

(21)の8 青少年の健全育成に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(21)の9 男女共同参画に関する施策の企画及び調整に関すること。

(21)の10 地方改善対策事業に関すること。

(21)の11 人権啓発に関すること。

(21)の12 自然公園に関すること。

(21)の13 自然環境の保全に関すること。

(21)の14 交通安全対策に関すること。

(21)の15 消防に関すること。

(21)の16 災害対策に関すること。

(21)の17 国民の保護のための措置に関すること。

(21)の18 防災対策に関すること。

(21)の19 銃砲及び火薬類に関すること。

(21)の20 高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。

(21)の21 電気用品の取締りに関すること。

(21)の22 電気工事業の業務の適正化に関すること。

(21)の23 その他県民生活の安定及び向上に係る事業の実施に関すること。

(22)・(23) 省略

2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県の主要施策の推進に係る管内の地方機関(行政組織規則第3章に規定するもの(愛媛県立医療技術大学を除く。)をいう。第6条を除き、以下同じ。)の総合調整に関すること。

第23条の4に規定する地方局に属する機

関をいう。以下同じ。)の長の出張、休暇その他服務に関すること。

(5)～(9)の2 省略

(10) 地方交付税及び地方債(市町分)並びに市町税に関すること。

(11) 広域行政圏、土地開発公社(市町分)及び地方公営企業に関すること。

(12) 選挙に関すること。

(12)の2 市町村合併の推進に関すること。

(13)・(14) 省略

(15) 旅券に関すること(松山地方局以外の地方局に限る。)。

(16) 市町との情報連絡に関すること。

(17) 広報、広聴その他情報に関すること。

(18) 地方報道機関との連絡協調に関すること。

(18)の2 県民相談に関すること。

(18)の3 省略

(19) 地域計画等に関すること。

(19)の2 過疎地域及び離島の振興に関すること。

(19)の3 地域環境整備事業の推進及び調整に関すること。

(19)の4 生活交通の維持及び確保に関すること。

(20) 管内の公有財産の総合管理に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(21) 局内各課室の物品の取得、管理及び処分に関すること

(21)の2 省略

(22)・(23) 省略

2 県民生活課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) NPO・ボランティアに係る連絡調整に関すること。

(2) 施策の総合企画及び総合調整に関すること。

(3) 重要な事務事業の調整に関すること。

(4) 地域振興重点化プログラムに関すること。

(5) 地域振興施策の推進に関すること。

(6) 広報、広聴その他情報に関すること。

(7) 地方報道機関との連絡協調に関すること。

(8) 県民相談に関すること。

(9) 管内の他の執行機関の出先機関の総合指導及び監督並びに市町
 その他公共団体に対する総合的助言に関すること。

(10) 地方交付税及び地方債（市町分）並びに市町税に関すること。

(11) 広域行政圏、土地開発公社（市町分）及び地方公営企業に関する
 こと。

(12) 選挙に関すること。

(13) 市町村合併の推進に関すること。

(14) 市町との情報連絡に関すること。

(15) 地域計画等に関すること。

(16) 過疎地域及び離島の振興に関すること。

(17) 生活交通の維持及び確保に関すること。

3 省略

4 東予地方局税務管理課においては、前項第1号 から第6号まで
 の事務を所掌し、中予地方局税務管理課においては、同項第1号か
 ら第6号まで及び第9号に掲げる事務を所掌する。

5 省略

6 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号、第14号、
 第18号、第21号の4及び第21号の6から第21号の23まで並びに第
 2項第2号、第4号、第8号及び第14号に掲げる事務並びに次の事
 務を所掌する。

(1) 支局管内の公有財産の総合管理に関すること（他の主管に属す
 るものを除く。）。

(2) 支局内各課室の物品の取得、管理及び処分に関すること。

(3) 支局内各課室の公用車の継続検査申請に関すること。

(4) 地域振興施策の推進に関すること（地方局管内の総合調整を要
 するものを除く。）。

(5) 情報の収集及び伝達に関すること。

(6) 地方報道機関との連絡協調に関すること（地方局管内の総合調
 整を要するものを除く。）。

7 税務室においては、第3項第2号及び第4号から第6号までに掲
 げる事務並びに同項第7号に掲げる事務のうち次の事務を所掌す
 る。

(1) 県の徴収金についての相談に関すること。

(2) 県の徴収金に係る申告書、申請書等の受付に関すること。

(3) 自動車税の身体障害者等に係る減免の審査に関すること。

(4) 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の交付に関する
 こと。

(2) 文化及び生涯学習事業に係る連絡調整に関すること（他の主管
 に属するものを除く。）。

(3) 国際交流及び国際協力に関すること。

(4) 消費生活行政の推進及び調整に関すること。

(5) 地区物価対策県民会議の運営に関すること。

(6) 生活関連物資及び生活関連商品の調査指導に関すること。

(7) コミュニティ対策の推進及び調整に関すること。

(8) 青少年の健全育成に関すること（他の主管に属するものを除
 く。）。

(9) 金融に係る消費者知識の普及に関すること。

(10) 男女共同参画に関する施策の企画及び調整に関すること。

(11) 地方改善対策事業に関すること。

(12) 人権啓発に関すること。

(13) 自然公園に関すること。

(14) 自然環境の保全に関すること。

(15) 交通安全対策に関すること。

(16) 消防に関すること。

(17) 災害対策に関すること。

(17)の2 国民の保護のための措置に関すること。

(18) 鉄砲及び火薬類に関すること。

(19) 高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。

(20) 電気用品の取締りに関すること。

(21) 電気工事業の業務の適正化に関すること。

(22) その他県民生活の安定及び向上に係る事業の実施に関するこ
 と。

3 省略

4 税務管理課 _____ においては、第3項第1号から第6号まで

 _____及び第9号に掲げる事務を所掌する。

5 省略

(健康福祉環境部各課室の所掌事務)

第3条 企画課、地域福祉課及び福祉室、健康増進課、生活衛生課並びに環境保全課においては、行政組織規則第23条第2項に規定する事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区分に従って分掌する。

2 企画課においては、前項に規定する事務のほか、部内各課の予算の経理その他の会計事務(物品の取得、管理及び処分に関する事務を除く。第5条第1項第4号において同じ。)、部内各課室の行政事務の総合調整及び連絡調整に関する事務並びに公印の管理に関する事務(他の主管に属するものを除く。)を分掌する。

(産業経済部各課室の所掌事務)

第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域農業推進施策の連絡調整に関すること。
- (2) 経営構造対策、山村振興及び農業振興地域の整備に関すること。
- (3) グリーン・ツーリズムの推進に関すること。
- (4) 農業委員会の指導監督に関すること。
- (5) 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合の指導に関すること。
- (6) 農業金融に関すること。
- (7) 農産物等の流通及び卸売市場(他の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (8) 農林水産物等の販売促進に関すること。
- (9) 地産地消の推進に関すること。
- (10) 農地等の調整に関すること。
- (11) 既墾地及び未墾地買収の土地、立木等の管理に関すること(貸付けに係る名義変更、維持及び保存に限る。)
- (12) 食品の表示に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (13) 園芸作物、米、麦、工芸作物その他農産物の生産指導奨励に関すること。
- (14) 園芸作物、米、麦、工芸作物その他農産物に係る補助金に関すること。
- (15) 農薬の販売及び使用に関する指導及び取締りに関すること。
- (16) 肥料の生産、輸入及び販売に関する指導及び取締りに関すること。
- (17) 標準鶏の認定に関すること。
- (18) 養ほうに関すること。
- (19) 農業経営基盤強化の促進に関すること。
- (20) 市民農園の整備促進に関すること。
- (21) 薬事監視員の任免に関すること。
- (22) その他農業の指導奨励及び調整に関すること。
- (23) 部内各課室の行政事務の総合調整に関すること。
- (24) 公印の管理に関すること(他の主管に属するものを除く。)

2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(4) 省略
- (5) 中小企業振興貸付資金 _____ に関すること。
- (6)~(9) 省略
- (10) 観光まちづくり事業の実施に関すること(住民グループの育成支援に限る。)
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略

(健康福祉環境部各課の所掌事務)

第3条 企画課、地域福祉課 _____、健康増進課、生活衛生課及び _____ 環境保全課においては、行政組織規則第23条第2項に規定する事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区分に従って分掌する。

2 企画課においては、前項に規定する事務のほか、部内各課の予算の経理その他の会計事務(物品の取得、管理及び処分に関する事務を除く。第5条第1項第4号において同じ。)、部内各課 _____ の行政事務の総合調整及び連絡調整に関する事務並びに公印の管理に関する事務(他の主管に属するものを除く。)を分掌する。

(産業経済部各課室の所掌事務)

第4条 商工労政課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(4) 省略
- (5) 中小企業振興貸付資金の調査及び指導に関すること。
- (6)~(9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

(17) 省略(18) 省略3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。(1) 省略(2) 省略(3) 環境保全型農業の推進に関すること。(4) 省略(5) 省略(6) 省略(7) 省略(8) 営農活動支援交付金に関すること。4 産地育成室の所掌事務は、次のとおりとする。(1) 農業の産地育成に係る専門技術分野における普及指導計画の策定及び推進に関すること。(2) 産地育成に係る専門技術分野における普及指導に関すること。(3) 農業の産地育成に係る専門技術分野における農業経営の改善に関する情報の収集及び提供に関すること。(4) 環境保全型農業の技術指導に関すること。(16) 省略(17) 省略2 農政普及課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第23号から第28号までの事務は地域農業室が、第29号から第32号までの事務は産地育成室が所掌する。(1) 地域農業推進施策の連絡調整に関すること。(2) 経営構造対策、農村工業等導入、山村振興及び農業団地及び農業振興地域の整備に関すること。(2)の2 グリーン・ツーリズムの推進に関すること。(3) 農業委員会の指導監督に関すること。(4) 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合の指導に関すること。(5) 農林漁業資金に関すること（他の主管に属するものを除く。）。(6) 農産物等の流通及び卸売市場（他の主管に属するものを除く。）に関すること。(7) 削除(8) 農地等の調整に関すること。(9) 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。(10) 食品の表示に関すること（他の主管に属するものを除く。）(11) 園芸作物、米、麦、工芸作物その他農産物の生産指導奨励に関すること。(12) 農薬の販売及び使用に関する指導及び取締りに関すること。(13) 肥料の生産、輸入及び販売に関する指導及び取締りに関すること。(14) 農業及び農村における体験学習に関すること。(15) 標準鶏の認定に関すること。(16) 養ほうに関すること。(17)及び(18) 削除(19) 薬事監視員の任免に関すること。(20) その他農業の指導奨励及び調整に関すること。(21) 部内各課室の行政事務の総合調整に関すること。(22) 公印の管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。(23) 省略(24) 省略(25) 省略(26) 省略(27) 省略(28) 省略(29) 農業の専門技術分野における普及指導計画の策定及び推進に関すること。(30) 農業者組織の専門技術分野に係る普及指導に関すること。(31) 農業の専門技術分野における農業経営又は農村生活の改善に関する情報の収集及び提供に関すること。(32) 特産地の育成及び新技術の普及指導に関すること。

(5) 特産地の育成及び新技術の普及指導に関すること。

5 農村整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 土地改良区等 _____ に関すること。
- (3)～(11) 省略

(12) 農村環境保全向上対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課 _____ にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

(1)～(11) 省略

(12) 林業金融に関すること。

(13)～(27) 省略

7 水産課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、愛南水産課 _____ にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

(1)～(6) 省略

(7) 水産業金融及び漁船保険に関すること。

(8)～(13) 省略

8 農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第5項に規定する農村整備課の事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区分に従つて分掌する。ただし、同項第11号及び第12号に規定する事務は、農村整備第一課において分掌する。

9 省略

10 省略

11 第3項の規定にかかわらず、支局の地域農業室においては、第1項第1号、第3号、第10号から第13号まで及び第3項に規定する事務を所掌する。

12 第5項及び第8項の規定にかかわらず、支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第5項第1号から第10号までに規定する事務を所掌する。

13 第6項の規定にかかわらず、支局の森林林業課においては、同項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から第27号までに規定する事務を所掌する。

(建設部各課の所掌事務)

第5条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

2 省略

3 建設企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 地方局管内の土木事業に係る企画及び調整に関すること。
- (3)～(5) 省略
- (6) 高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること _____ 。
- (7) 省略
- (8) 市町事業との連携及び調整に関すること。

4 省略

5 道路課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路事業に関すること _____ 。
- (2) 道路の直営舗装工事に関すること _____ 。
- (3) 都市公園事業に関すること（南予地方局に限る。）。
- (4) 省略

3 農村整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 土地改良区等の指導監督及び検査に関すること。
- (3)～(11) 省略

4 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原林業課 _____ にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

(1)～(11) 省略

(12) 林業に要する制度資金の融資に関すること。

(13)～(27) 省略

5 水産課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、愛南水産課 _____ にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

(1)～(6) 省略

(7) 水産金融 _____ 及び漁船保険に関すること。

(8)～(13) 省略

6 農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第3項に規定する農村整備課の事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区分に従つて分掌する。ただし、同項第11号 _____ に規定する事務は、農村整備第一課において分掌する。

7 省略

8 省略

(建設部各課の所掌事務)

第5条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 第7項に規定する建築指導課の事務に関すること（今治地方局に限る。）。

2 省略

3 建設企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 地方局管内の土木事業に係る企画 _____ に関すること。
- (3)～(5) 省略
- (6) 高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること（八幡浜地方局を除く。）。
- (7) 省略

4 省略

5 道路課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路事業に関すること（越智郡上島町の区域を除く。）。
- (2) 道路の直営舗装工事に関すること（越智郡上島町の区域を除く。）。
- (3) 都市公園事業に関すること（宇和島地方局に限る。）。
- (4) 省略

6 特定事業課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

7 鉄道高架課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 鉄道高架事業に関すること。

(2) 車両貨物基地に関すること。

(3) その他工務に関すること。

8～10 省略

(土木事務所各課の所掌事務)

第8条 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1) 公印の管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 建設業に関すること。

(3) 職員の身分及び服務に関すること。

(4) 所内各課の予算の経理その他の会計事務に関すること。

(5) 工事の施行の事務手続に関すること。

(6) 許可、認可及び管理事務等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(7) 所内の管理及び取締りに関すること。

(8) 所内各課の文書の取扱いに関すること。

(9) 第5条第8項に規定する建築指導課の事務に関すること。

(10) 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員（以下「通送員」という。）の管理に関すること（東予地方局今治土木事務所に限る。）。

(11) 他の課の主管に属しないこと。

用地管理課

(1) 省略

(1)の2 建設業に関すること。

(2)～(9) 省略

(9)の2 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員（以下「通送員」という。）の管理に関すること（東予地方局四国中央土木事務所、南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。）。

(10) 省略

建設企画課

(1) 土木事業の進行管理の総合調整に関すること。

(2) 土木工事等の設計審査及び検査並びに成績評定に関すること。

(3) 高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること（南予地方局八幡浜土木事務所を除く。）。

(4) 所内各課の土木技術に係る事務の総合調整及び連絡調整に関すること。

(5) 市町事業との連携及び調整に関すること。

建設課

(1)～(3) 省略

(4) 高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること _____。

6 上高架橋建設課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 上高架橋建設事業に関すること。

(2) その他道路事業及び道路の直管舗装工事に関すること（越智郡上島町の区域に限る。）。

7 特定事業課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 鉄道高架事業に関すること。

(5) 省略

(6) 省略

8～10 省略

(土木事務所各課の所掌事務)

第8条 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。

用地管理課

(1) 省略

(2)～(9) 省略

(9)の2 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員（以下「通送員」という。）の管理に関すること（西条地方局四国中央土木事務所及び宇和島地方局愛南土木事務所 _____に限る。）。

(10) 省略

建設課

(1)～(3) 省略

(4) 高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること（西条地方局四国中央土木事務所に限る。）。

- (5) 都市公園事業に関すること（南予地方局愛南土木事務所に限る。）。
 - (6) 省略
省略
道路課
 - (1) 道路事業に関すること（越智郡上島町の区域を除く。）。
 - (2) 道路の直営舗装工事に関すること（越智郡上島町の区域を除く。）。
 - (3) 高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること（中予地方局久万高原土木事務所を除く。）。
 - (4) 省略
上島架橋建設課
 - (1) 上島架橋建設事業に関すること。
 - (2) その他道路事業及び道路の直営舗装工事に関すること（越智郡上島町の区域に限る。）。
- 2 省略
- 3 河川砂防課においては、第1項に規定する河川港湾課の事務を所掌する。この場合において、同項の表河川港湾課の項第1号中「河川、港湾、海岸及び砂防」とあるのは、中予地方局久万高原土木事務所にあつては「河川及び砂防」と、南予地方局西予土木事務所にあつては「河川、海岸及び砂防」とする。
- (職務)

第12条 省略

- 2 省略
- 3 支局長は、上司の命を受け、支局務を掌理する。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略

17 地域政策班長は、上司の命を受け、支局管内の地域振興並びに広報及び広聴その他情報に関する事務を掌理する。

18 納税室長及び納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分及び県税の納税奨励に関する事務を掌理する。

19～32 省略
(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長（中予地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務（第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認めたものを除く。）及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認めたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る

- (5) 都市公園事業に関すること（宇和島地方局愛南土木事務所に限る。）。
 - (6) 省略
省略
道路課
 - (1) 道路事業に関すること _____。
 - (2) 道路の直営舗装工事に関すること _____。
 - (3) 高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること（松山地方局久万高原土木事務所を除く。）。
 - (4) 省略
- 2 省略
- 3 河川砂防課においては、第1項に規定する河川港湾課の事務を所掌する。この場合において、同項の表河川港湾課の項第1号中「河川、港湾、海岸及び砂防」とあるのは、松山地方局久万高原土木事務所にあつては「河川及び砂防」と、八幡浜地方局西予土木事務所にあつては「河川、海岸及び砂防」とする。
- (職務)

第12条 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略

16 新まちづくり支援班長は、上司の命を受け、市町の振興及び市町村合併の推進に関する事務を掌理する。

17 地方局再編班長は、上司の命を受け、地方局の再編及び市町への権限移譲の推進に関する事務を掌理する。

18 _____納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分及び県税の納税奨励に関する事務を掌理する。

19～32 省略
(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長（松山地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務（第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認めたものを除く。）及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認めたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る

同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該他の地方局長)に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の10 省略

(4)の11 次に掲げる補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事務。

ア・イ 省略

ウ ふるさとづくりの支援に関する補助金

(4)の12～(19)の2 省略

(19)の3 特定商取引に関する法律第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2及び第54条の2の規定に基づく資料の提出の要求に関する事務。

(19)の4～(28)の2 省略

(29) 火薬類取締法第3条の規定に基づく製造の許可に関する事務。

(29)の2 火薬類取締法第5条の規定に基づく販売営業の許可に関する事務。

(29)の3 火薬類取締法第8条の規定に基づく製造及び販売営業の許可の取消しに関する事務。

(29)の4 火薬類取締法第9条第3項の規定に基づく製造施設等の基準適合命令に関する事務。

(29)の5 火薬類取締法第10条第1項の規定に基づく製造施設等の変更の許可に関する事務。

(29)の6 火薬類取締法第10条第2項の規定に基づく製造施設等の軽微な変更の届出の受理に関する事務。

(29)の7 火薬類取締法第11条第3項の規定に基づく貯蔵の技術上の基準適合命令に関する事務。

(29)の8 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置等の許可に関する事務。

(29)の9 火薬類取締法第12条第2項の規定に基づく火薬庫の軽微な変更の届出の受理に関する事務。

(29)の10 火薬類取締法第12条の2第2項の規定に基づく火薬庫設置の許可の承継の届出の受理に関する事務。

(29)の11 火薬類取締法第13条の規定に基づく火薬庫の所有及び占有の免除の許可に関する事務。

(29)の12 火薬類取締法第14条第2項の規定に基づく火薬庫の基準適合命令に関する事務。

(29)の13 火薬類取締法第15条第1項及び第2項の規定に基づく製造施設等の完成検査に関する事務。

(29)の14 火薬類取締法第15条第1項ただし書、第2項第1号及び第2号並びに第3項並びに第45条の3の10第1項の規定に基づく指定完成検査機関等による製造施設等の完成検査の届出等の受理に関する事務。

(30) 火薬類取締法第16条の規定に基づく営業の廃止等の届出の受理に関する事務。

(31) 火薬類取締法第24条第1項及び第3項の規定に基づく輸入の許可等に関する事務。

同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該他の地方局長)に委任する事務のうち、総務県民部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の10 省略

(4)の11 次に掲げる補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事務。

ア・イ 省略

(4)の12～(19)の2 省略

(19)の3 特定商取引に関する法律第6条の2 _____、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2及び第54条の2の規定に基づく資料の提出の要求に関する事務。

(19)の4～(28)の2 省略

(29) 火薬類取締法第11条第1項ただし書の規定に基づく火薬庫外に火薬を貯蔵する安全な場所の指示に関する事務。

(30) 火薬類取締法第21条第6号及び第7号の規定に基づく所持に関する事務。

(31) 火薬類取締法第22条の規定に基づく残火薬類の措置に関する事務。

- 32 火薬類取締法第27条第1項の規定に基づく火薬類の廃棄の許可に関すること。
- 32の2 火薬類取締法第28条第1項の規定に基づく危害予防規程の認可及び変更の認可に関すること。
- 32の3 火薬類取締法第28条第2項の規定に基づく危害予防規程の変更の届出の受理に関すること。
- 32の4 火薬類取締法第28条第4項の規定に基づく危害予防規程の変更命令に関すること。
- 32の5 火薬類取締法第29条第1項の規定に基づく保安教育計画の認可等に関すること。
- 32の6 火薬類取締法第30条第3項の規定に基づく保安責任者等の選任等に関すること。
- 32の7 火薬類取締法第33条第2項の規定に基づく保安責任者の代理者の選任及び解任の届出の受理に関すること。
- 33 火薬類取締法第34条の規定に基づく保安責任者等の解任命令に関すること。
- 34 火薬類取締法第35条第1項の規定に基づく保安検査_____に関すること。
- 34の2 火薬類取締法第35条第1項第1号及び第2号並びに第3項並びに第45条の3の10第2項の規定に基づく指定保安検査機関等による特定施設等の保安検査の届出等の受理に関すること。
- 34の3 火薬類取締法第35条の2第2項の規定に基づく定期自主検査の計画の届出の受理に関すること。
- 34の4 火薬類取締法第35条の2第3項の規定に基づく定期自主検査の終了報告の受理に関すること。
- 34の5 火薬類取締法第36条第1項の規定に基づく火薬類の安定度試験の結果報告に関すること。
- 34の6 火薬類取締法第36条第2項の規定に基づく火薬類の安定度試験の実施命令に関すること。
- 34の7 火薬類取締法第42条の規定に基づく報告の徴収に関すること。
- 34の8 火薬類取締法第43条の規定に基づく立入検査等に関すること。
- 34の9 火薬類取締法第44条の規定に基づく許可の取消し及び事業停止命令に関すること。
- 34の10 火薬類取締法第45条の規定に基づく緊急措置に関すること。
- 34の11 火薬類取締法第46条第2項の規定に基づく事故報告の徴収に関すること。
- 34の12 火薬類取締法第47条の規定に基づく現状変更の禁止及びその解除の指示に関すること。
- 34の13 火薬類取締法第52条第2項の規定に基づく公安委員会等への通報に関すること。
- 34の14 火薬類取締法施行規則第81条の14の規定に基づく報告等の受理に関すること。
- 34の15 火薬類取締法施行規則第15条第1項の規定に基づく火薬庫外貯蔵場所の指示に関すること。
- 34の16 武器等製造法第20条において準用する同法第6条の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可の取消しに関すること。
- 34の17 武器等製造法第20条において準用する同法第7条第2項の規定に基づく猟銃等の製造事業者及び販売事業者からの承継の届出の受理に関すること。

- 32 火薬類取締法第27条_____の規定に基づく火薬類の廃棄の許可に関すること。
- 33 火薬類取締法第35条の2の規定に基づく定期自主検査の報告及び届出の受理に関すること。
- 34 火薬類取締法第35条_____の規定に基づく保安検査及び火薬類取締法施行規則第44条の2第4項の規定に基づく保安検査証の交付に関すること。

34の18 武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく猟銃等の種類の変更の許可に関すること。

34の19 武器等製造法第20条において準用する同法第9条第3項の規定に基づく製造設備及び保管設備に対する技術上の基準等の適合命令に関すること。

34の20 武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく猟銃等の製造事業所及び販売事業所の移転の許可に関すること。

34の21 武器等製造法第20条において準用する同法第13条の規定に基づく猟銃等の製造及び販売の事業の廃止の届出の受理に関すること。

34の22 武器等製造法第20条において準用する同法第15条の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可の取消し及び事業停止命令に関すること。

34の23 武器等製造法第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可に関すること。

34の24 武器等製造法第18条ただし書の規定に基づく猟銃等の試験的製造の許可に関すること。

34の25 武器等製造法第19条第1項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可に関すること。

34の26 武器等製造法第24条の規定に基づく猟銃等の製造事業者及び販売事業者からの報告の徴収に関すること。

34の27 武器等製造法第25条第1項の規定に基づく猟銃等の製造事業所及び販売事業所の立入検査に関すること。

35 武器等製造法第28条第1項の規定に基づく公安委員会等への通報に関すること。

36 高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づく製造の許可に関すること。

37 高压ガス保安法第5条第2項の規定に基づく第二種製造者の届出の受理に関すること。

38 高压ガス保安法第9条の規定に基づく第一種製造者の許可の取消しに関すること。

38の2 高压ガス保安法第10条第2項の規定に基づく第一種製造者の承継の届出の受理に関すること。

38の3 高压ガス保安法第10条の2第2項の規定に基づく第二種製造者の承継の届出の受理に関すること。

38の4 高压ガス保安法第11条第3項の規定に基づく第一種製造者の施設等の基準の適合命令に関すること。

38の5 高压ガス保安法第12条第3項の規定に基づく第二種製造者の施設等の基準の適合命令に関すること。

38の6 高压ガス保安法第14条第1項の規定に基づく第一種製造者の施設等の変更の許可に関すること。

38の7 高压ガス保安法第14条第2項の規定に基づく第一種製造者の施設の軽微な変更の届出の受理に関すること。

38の8 高压ガス保安法第14条第4項の規定に基づく第二種製造者の施設等の変更の届出の受理に関すること。

39～(43) 省略

43の2 高压ガス保安法第20条第1項本文及び第3項の規定に基づく製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関すること。

44) 省略

44の2 高压ガス保安法第20条第1項ただし書及び第3項第1号の規定に基づく高压ガス保安協会等の製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を受けた旨の届出並びに同条第4項の規定に基づく完成

35から38まで 削除

39～(43) 省略

44) 省略

44の2 高压ガス保安法第20条第1項ただし書及び第3項_____の規定に基づく高压ガス保安協会等の_____第一種貯蔵所の完成検査を受けた旨の届出並びに同条第4項の規定に基づく完成

検査の結果報告の受理に関すること。

(44)の3 省略

(44)の4 高压ガス保安法第20条の4の2第2項の規定に基づく販売業者の承継の届出の受理に関すること。

(44)の5 省略

(44)の6 省略

(44)の7 省略

(44)の8 高压ガス保安法第21条第1項から第3項までの規定に基づく製造等の廃止等の届出の受理に関すること。

(45) 省略

(45)の2 高压ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入検査に関すること。

(45)の3 高压ガス保安法第22条第2項の規定に基づく高压ガス保安協会等の輸入検査の結果報告の受理に関すること。

(45)の4 高压ガス保安法第22条第3項の規定に基づく輸入高压ガスの廃棄等の命令に関すること。

(46) 省略

(46)の2 高压ガス保安法第26条第1項の規定に基づく危害予防規程の届出の受理に関すること。

(46)の3 高压ガス保安法第26条第2項の規定に基づく危害予防規程の変更命令に関すること。

(46)の4 高压ガス保安法第26条第4項の規定に基づく危害予防規程の遵守命令等に関すること。

(46)の5 高压ガス保安法第27条第2項の規定に基づく保安教育計画の変更命令に関すること。

(46)の6 高压ガス保安法第27条第5項の規定に基づく保安教育計画の実行等の勧告に関すること。

(46)の7 高压ガス保安法第27条の2第5項の規定に基づく保安統括者の選任等の届出の受理に関すること。

(46)の8 高压ガス保安法第27条の2第6項の規定に基づく保安技術管理者等の選任等の届出の受理に関すること。

(46)の9 高压ガス保安法第27条の3第3項において準用する同法第27条の2第6項の規定に基づく保安主任者等の選任等の届出の受理に関すること。

(46)の10 高压ガス保安法第27条の4第2項において準用する同法第27条の2第5項の規定に基づく冷凍保安責任者の選任等の届出の受理に関すること。

(47) 省略

(47)の2 高压ガス保安法第33条第3項において準用する同法27条の2第5項の規定に基づく保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理に関すること。

(48) 高压ガス保安法第34条の規定に基づく保安統括者等
の解任命令に関すること。

(48)の2 高压ガス保安法第35条第1項の規定に基づく保安検査に関すること。

(48)の3 高压ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づく高压ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理に関すること。

(48)の4 高压ガス保安法第35条第3項の規定に基づく保安検査の結果報告の受理に関すること。

(48)の5 高压ガス保安法第36条第2項の規定に基づく危険時の届出の受理に関すること。

(48)の6 一般高压ガス保安規則第79条第2項の規定に基づく特定施設の使用休止の届出の受理に関すること。

検査の結果報告の受理に関すること。

(44)の3 省略

(44)の4 省略

(44)の5 省略

(44)の6 省略

(45) 省略

(46) 省略

(47) 省略

(48) 高压ガス保安法第34条の規定に基づく販売主任者及び取扱主任者の解任命令に関すること。

48)の7 液化石油ガス保安規則第77条第2項の規定に基づく特定施設の使用休止の届出の受理に関すること。

48)の8 コンビナート等保安規則第34条第2項の規定に基づく特定施設の使用休止の届出の受理に関すること。

49) 高压ガス保安法第38条 _____ の規定に基づく許可の取消し及び停止命令 _____ に関すること。

50) 一般高压ガス保安規則第8条第2項第1号りに規定する届出の受理に関すること。

50)の2 高压ガス保安法第39条の規定に基づく緊急措置に関すること。

50)の3 高压ガス保安法第39条の11 _____ の規定に基づく _____ 検査記録の届出の受理に関すること。

50)の4 高压ガス保安法第41条第2項の規定に基づく容器製造設備等の基準適合命令に関すること。

50)の5 高压ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査に関すること。

50)の6 高压ガス保安法第45条第1項の規定に基づく容器への刻印等に関すること。

50)の7 高压ガス保安法第48条第5項の規定に基づく特別充てんの許可に関すること。

50)の8 高压ガス保安法第50条第3項及び第4項の規定に基づく容器検査所の登録及び登録更新に関すること。

50)の9 高压ガス保安法第49条第1項の規定に基づく容器再検査に関すること。

50)の10 高压ガス保安法第49条の2第1項の規定に基づく附属品検査に関すること。

50)の11 高压ガス保安法第49条の3第1項の規定に基づく附属品への刻印に関すること。

50)の12 高压ガス保安法第49条の4第1項の規定に基づく附属品の再検査に関すること。

50)の13 高压ガス保安法第49条の30及び第49条の35の規定に基づく災害防止命令に関すること。

50)の14 高压ガス保安法第52条第2項の規定に基づく検査主任者の選任及び解任の届出の受理に関すること。

50)の15 高压ガス保安法第52条第4項の規定に基づく検査主任者の解任命令に関すること。

50)の16 高压ガス保安法第53条の規定に基づく容器検査所の登録の取消し及び再検査の停止命令に関すること。

50)の17 高压ガス保安法第54条第1項又は第2項の規定に基づく容器に充てんするガスの種類等の変更に係る刻印等に関すること。

50)の18 高压ガス保安法第56条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく容器及び附属品の処分命令に関すること。

50)の19 高压ガス保安法第56条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく容器及び附属品の規格不適合の報告の受理に関すること。

50)の20 高压ガス保安法第56条の2の規定に基づく容器検査所の廃止の届出の受理に関すること。

50)の21 高压ガス保安法第61条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。

50)の22 高压ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査等に関すること。

49) 高压ガス保安法第38条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所に係る許可の取消し等並びに同条第2項の規定に基づく第二種貯蔵所の貯蔵、販売及び消費の停止に関すること。

50) 一般高压ガス保安規則第8条第2項第1号子に規定する届出の受理に関すること。

50)の2 高压ガス保安法第39条の11第1項の規定に基づく第一種貯蔵所に係る検査記録の届出の受理に関すること。

のを除く。)

- (61)の2 液化石油ガス法第82条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者及び保安機関の報告の徴収に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)
- (61)の3 液化石油ガス法第82条第1項の規定に基づく特定液化石油ガス設備工事事業者の報告の徴収に関すること。
- (61)の4 液化石油ガス法第82条第2項の規定に基づく充てん事業者の報告の徴収に関すること。
- (61)の5 液化石油ガス法第83条第3項及び第4項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者及び保安機関の立入検査に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)
- (61)の6 液化石油ガス法第83条第3項の規定に基づく充てん事業者及び特定液化石油ガス設備工事事業者の立入検査に関すること。
- (61)の7 液化石油ガス法第87条第1項の規定に基づく消防庁等への通報に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)
- (61)の8 液化石油ガス法第87条第2項の規定に基づく消防庁等からの要請に係る措置に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)
- (61)の9 ガス事業法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
- (61)の10 ガス事業法第47条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。
- (61)の11 ガス事業法第47条の2第1項の規定に基づくガス用品の提出命令に関すること。
- 62～64 省略
- 65 電気工事業法第8条から第11条まで及び第34条第3項の規定に基づく届出の受理に関すること。
- 66 省略
- 66)の2 電気工事業法第16条の規定に基づく登録簿の謄本の交付等に関すること。
- 67 省略
- 67)の2 電気工事業法第17条の2の規定に基づく自家用電気工事のみに係る電気工事の開始の通知の受理に関すること。
- 67)の3 電気工事業法第17条の3の規定に基づく事業開始の延期等の勧告に関すること。
- 68 省略
- 69 電気工事業法第29条の規定に基づく立入検査等に関すること。
- 70 省略
- 70)の2 電気工事業法第34条第4項及び5項の規定に基づく建設業者に関する特例に係る届出及び通知の受理に関すること。
- 71～83 省略
- 84 自然公園の簡易施設の修繕及び廃止に関すること。
- 85 自然公園の公園区域表示標識の修繕及び廃止に関すること。
- 86 自然公園法第13条第3項及び第6項から第8項まで並びに第14条第3項、第6項及び第7項の規定に基づく特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)
- 87 自然公園法第15条第3項第6号並びに第16条第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)
- 88 自然公園法第17条第1項及び第5項、第19条第1項から第5項

62～64 省略

65 電気工事業法第9条から第11条まで及び第34条第3項の規定に基づく届出の受理に関すること。

66 省略

67 省略

68 省略

69 削除

70 省略

71～83 省略

- まで、第21条並びに第22条第1項の規定に基づく指定認定機関の指定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 98) 自然公園法第24条第3項、第6項及び第7項の規定に基づく海中公園地区における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 99) 自然公園法第26条第1項及び第6項の規定に基づく普通地域内各種行為の届出の受理等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 100) 自然公園法第27条第1項の規定に基づく中止及び必要な措置の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）。
- 101) 自然公園法第28条第1項及び第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 102) 自然公園法第31条第1項、第4項及び第5項、第32条、第34条並びに第35条の規定に基づく風景地保護協定の締結等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 103) 自然公園法第37条及び第40条から第42条までの規定に基づく公園管理団体の指定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 104) 自然公園法第56条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る協議等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 105) 県立自然公園の簡易施設の修繕及び廃止に関すること。
- 106) 県立自然公園の公園区域表示標識の修繕及び廃止に関すること。
- 107) 愛媛県県立自然公園条例第14条第4項及び第6項から第8項までの規定に基づく特別地域における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 108) 愛媛県県立自然公園条例第15条第3項第6号並びに第16条第1項、第4項及び第5項の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 109) 愛媛県県立自然公園条例第17条第1項及び第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条並びに第22条第1項の規定に基づく指定認定機関の指定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 110) 愛媛県県立自然公園条例第25条第1項及び第6項の規定に基づく普通地域内各種行為の届出の受理等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 111) 愛媛県県立自然公園条例第26条第1項の規定に基づく中止及び必要な措置の命令等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 112) 愛媛県県立自然公園条例第27条第1項及び第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- 113) 愛媛県県立自然公園条例第30条第1項、第4項及び第5項、第31条、第33条並びに第34条の規定に基づく風景地保護協定の締結等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

- (105) 愛媛県県立自然公園条例第36条及び第39条から第41条までの規定に基づく公園管理団体の指定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (106) 自然公園法第66条第2項の規定によりその例によることとされる同法第56条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく県立自然公園の区域内における国の機関が行う行為に係る協議等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (107) 愛媛県自然環境保全条例第21条第4項の規定に基づく特別地区内各種行為の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (108) 愛媛県自然環境保全条例第21条第7項の規定に基づく特別地区内における応急措置の届出の受理に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (109) 愛媛県自然環境保全条例第22条第3項第1号及び第6号の規定に基づく野生動植物保護地区内各種行為の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (110) 愛媛県自然環境保全条例第23条第1項及び第5項の規定に基づく普通地区内各種行為の届出の受理等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (111) 愛媛県自然環境保全条例第24条及び第25条の規定に基づく中止命令、報告、検査等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
- (112) 愛媛県自然環境保全条例第34条第3項の規定に基づく標識の移転等の承認に関すること。
- (113) 愛媛県自然海浜保全条例第4条の規定に基づく保全地区の周知のための措置に関すること。
- (114) 愛媛県自然海浜保全条例第5条第1項及び第2項の規定に基づく保全地区内の各種行為の届出の受理等に関すること。
- (115) 愛媛県自然海浜保全条例第6条及び第7条の規定に基づく勧告及び措置の報告に関すること。
- 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(18) 省略
- (18)の2 社会福祉法第40条の規定に基づく監事からの報告の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び精神障害者社会復帰施設に限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。
- (18)の3 社会福祉法第43条第1項の規定に基づく社会福祉法人の定款の変更の認可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。
- (18)の4 社会福祉法第43条第3項の規定に基づく社会福祉法人の定款の変更の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。
- (18)の5 社会福祉法第45条において準用する民法第56条の規定に基づく社会福祉法人の仮理事の選任に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。
- (18)の6 社会福祉法第45条において準用する民法第57条の規定に基づく社会福祉法人の特別代理人の選任に関すること（行う事業が
- 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(18) 省略

- 2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)
- (18)の7 社会福祉法第46条第2項の規定に基づく社会福祉法人の解散の認可及び認定に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の8 社会福祉法第46条第3項の規定に基づく社会福祉法人の解散の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の9 社会福祉法第49条第2項の規定に基づく法人の合併の認可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の10 社会福祉法第55条において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の11 社会福祉法第55条において準用する民法第83条の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の12 社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の13 社会福祉法第56条第2項の規定に基づく社会福祉法人に対する措置命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の14 社会福祉法第56条第3項の規定に基づく社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員了解職勧告に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の15 社会福祉法第57条の規定に基づく社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の16 社会福祉法第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する補助金の支出その他の助成に関すること（条例、規則又はこの規程により地方局長の権限に属せられたものに限る。)。
- (18)の17 社会福祉法第58条第2項の規定に基づく社会福祉法人に対する同項各号の権限に関すること（条例、規則又はこの規程により地方局長の権限に属せられたものに限る。)。
- (18)の18 社会福祉法第58条第3項の規定に基づく社会福祉法人に対する返還命令に関すること（条例、規則又はこの規程により地方局長の権限に属せられたものに限る。)。
- (18)の19 社会福祉法人の基本財産の処分の承認に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)。
- (18)の20 社会福祉法第62条第1項の規定に基づく市町及び社会福祉法人の施設を設置する第一種社会福祉事業の設置の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設に係るものを除く。)を除く。)
- (18)の21 社会福祉法第62条第2項の規定に基づく国、県、市町及び

社会福祉法人以外の者の施設を設置する第一種社会福祉事業の設置の許可に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

18)の22 社会福祉法第63条第1項の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の変更の届出の受理に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設並びに社会福祉法第62条第1項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。）を除く。）。

18)の23 社会福祉法第63条第2項の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の変更の許可に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設並びに同法第62条第1項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。）を除く。）。

18)の24 社会福祉法第64条の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の廃止の届出の受理に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設並びに同法第62条第1項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。）を除く。）。

18)の25 社会福祉法第67条第1項の規定に基づく市町及び社会福祉法人の施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始の届出の受理に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

18)の26 社会福祉法第67条第2項の規定に基づく国、県、市町及び社会福祉法人以外の者の施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営の許可に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

18)の27 社会福祉法第68条の規定に基づく施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止の届出の受理に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除

く。)

(18)の28 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19) 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の2 社会福祉法第71条の規定に基づく措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設並びに同法第62条第1項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19)の4 社会福祉法第73条の規定に基づく寄付金の募集の許可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

(19)の5 次世代育成支援対策推進法第10条第1項の規定に基づく市町行動計画についての助言等に関すること。

(19)の6 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則第5条の規定に基づく災害遺児福祉手当の支給の決定に関すること。

(19)の7 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則第6条の規定に基づく災害遺児福祉手当の支払に関すること。

(19)の8 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則第7条の規定に基づく災害遺児福祉手当の支給の停止に関すること。

(19)の9 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則第8条の規定に基づく災害遺児福祉手当の受給者の変更の承認に関すること。

(19)の10 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則第9条の規定に基づく災

(19) 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること（軽費老人ホーム及び市町が設置する老人福祉センターに係るものに限る。）。

害遺児福祉手当に関する届出の処理に関すること。

(19)の11 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則第10条第1項及び第2項の規定に基づく証書の再交付に関すること。

(19)の12 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則第11条の規定に基づく災害遺児福祉手当の返還命令に関すること。

(19)の13 災害遺児福祉手当市町事務取扱交付金の支払に関すること。

20 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条第2項並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア 母子家庭自立支援給付金

イ 産休等代替職員設置事業費補助金

20の2 障害者自立支援法第11条第1項及び第2項の規定に基づく自立支援給付対象サービス等（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収に関すること。

20の3 障害者自立支援法第11条第3項、第48条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第81条第2項及び第85条第2項において準用する同法第9条第2項の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

20の4 障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

20の5 障害者自立支援法第32条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の指定に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

20の6 障害者自立支援法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更に関すること。

20の7 障害者自立支援法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更に関すること。

20の8 障害者自立支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新に関すること。

20の9 障害者自立支援法第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

20の10 省略

20の11 障害者自立支援法第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

20の12 省略

20の13 省略

20の14 省略

20の15 障害者自立支援法第49条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者に対する勧告に関すること。

20の16 障害者自立支援法第49条第2項の規定に基づく指定障害者支援施設の設置者に対する勧告に関すること。

20の17 障害者自立支援法第49条第3項の規定に基づく指定相談支援事業者に対する勧告に関すること。

20 公職選挙法施行令第59条の2第1号に規程にする身体障害者等の証明に関すること。

20の2 障害者自立支援法第11条第1項及び第2項の規定に基づく自立支援給付サービス等（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収に関すること。

20の3 障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の申請の受理に関すること。

20の4 障害者自立支援法第32条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の指定の申請の受理に関すること。

20の5 障害者自立支援法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請の受理に関すること。

20の6 障害者自立支援法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更の申請の受理に関すること。

20の7 障害者自立支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新の申請の受理に関すること。

20の8 障害者自立支援法第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。

20の9 省略

20の10 障害者自立支援法第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退の申出の受理に関すること。

20の11 省略

20の12 省略

20の13 省略

20の18 障害者自立支援法第49条第4項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

20の19 障害者自立支援法第49条第5項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する措置命令に関すること（同条第6項の規定に基づく公示を除く。）。

20の20 障害者自立支援法第50条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る指定の取消し等に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

20の21 障害者自立支援法第79条第2項から第4項までの規定に基づく障害福祉サービス事業等の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理に関すること。

20の22 障害者自立支援法第81条第1項の規定に基づく報告の徴取及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（施設を必要とする障害福祉サービス事業に係るものに限る。）を除く。）。

20の23 障害者自立支援法第82条第1項の規定に基づく障害福祉サービス事業等を行う者に対する事業の停止等の命令に関すること。

20の24 障害者自立支援法第82条第2項の規定に基づく障害福祉サービス事業等を行う者に対する運営の改善等又は事業の停止等の命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（施設を必要とする障害福祉サービス事業に係るものに限る。）を除く。）。

20の25 障害者自立支援法第83条第3項の規定に基づく市町の障害者支援施設の設置に係る届出の受理に関すること。

20の26 省略

20の14 省略

20の27 障害者自立支援法第86条第1項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る事業の停止等の命令に関すること。

20の28 省略

20の15 省略

20の29 省略

20の16 省略

20の30 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第522号）別表第1の1注3及び4、第1の8注1から3まで、第1の9注、第1の10、第2の1注3、4、7及び8、第2の8注1から3まで、第2の9注、第3の1注3、第3の8注1から3まで、第3の9注、第3の10、第4の1注3及び4、第4の5注1、第4の9注1から5まで、第4の10注、第5の1注3、第5の5注1、第5の9注1から5まで、第5の10注並びに第6の6注の規定に基づく指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理に関すること。

20の31 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表第5の2注、第5の7注、第7の2注、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第9の9注、第10の2注1から3まで、第10の7注1から3まで、第11の2注、第11の6注、第12の2注、第12の5注、第12の7注1及び2、第12の8注、第13の2注、第13の3注、第13の8注、第13の9注、第14の2注、第14の3注、第14の8注、第15の2注、第15の3注、第15の4注、第15の9注、第16の2注並びに第16の5注の規定に基づく介護給付費等の加算に係る届

出の受理及び認定に関すること。

20の32 自立支援給付に関する事務等に係る市町に対する助言等に関すること。

21・22 省略

23 身体障害者福祉法第12条の3第1項の規定に基づく身体障害者相談員の委託に関すること。

24 身体障害者福祉法第26条の規定に基づく身体障害者生活訓練等事業等の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理に関すること。

25 身体障害者福祉法第28条第2項の規定に基づく市町の身体障害者社会参加支援施設の設置の届出の受理に関すること。

26 身体障害者福祉法第28条第4項ただし書の規定に基づく市町の養成施設の附置の届出の受理に関すること。

26の2 身体障害者福祉法第39条第1項の規定に基づく身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

27 省略

27の2 身体障害者福祉法第39条第3項の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

28 身体障害者福祉法第40条の規定に基づく身体障害者生活訓練等事業等の停止命令等に関すること。

29 身体障害者福祉法第41条第1項の規定に基づく身体障害者社会参加支援施設等の事業の停止命令等に関すること。

30 身体障害者福祉法施行令第28条第1項の規定に基づく市町の身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の種類の変更、休止又は廃止の届出の受理に関すること。

31 身体障害者福祉法施行令第28条第2項の規定に基づく市町の身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の名称等の変更の報告の受理に関すること。

32 身体障害者社会参加支援施設の監査の計画及び実施に関すること。

33 省略

34 知的障害者福祉法第15条の2第1項の規定に基づく知的障害者相談員の委託に関すること。

35から39まで 削除

40～47 省略

47の2 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条第3項及び第4項の規定に基づく精神障害者社会復帰施設の変更、廃止及び休止の届出の受理に関すること。

47の3 旧精神保健福祉法第50条の2の4の規定に基づく精神障害者社会復帰施設に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

47の4 旧精神保健福祉法第50条の2の5第1項の規定に基づく精神障害者社会復帰施設の改善及びに事業の停止又は廃止の命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

47の5 省略

47の6 介護保険法第24条第2項の規定に基づく被保険者等に対する報告の命令等に関すること。

47の7 介護保険法第24条第3項（第76条第2項、第83条第2項、

21・22 省略

23 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく身体障害者手帳の交付の申請の受理に関すること。

24 身体障害者福祉法第16条第1項及び第2項の規定に基づく身体障害者手帳の返還の受理に関すること。

25 身体障害者福祉法施行令第9条第2項及び第4項の規定に基づく居住地等の変更の届出の受理に関すること。

26 身体障害者福祉法施行令第10条第1項の規定に基づく身体障害者手帳の再交付の申請の受理に関すること。

27 省略

28から32まで 削除

33 省略

34から39まで 削除

40～47 省略

47の2 省略

第90条第2項、第100条第2項、第112条第2項及び第115条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

48) 介護保険法第41条第1項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 _____ に関すること (同法第78条の規定に基づく公示を除く。)

49) 介護保険法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 _____ に関すること (同法第85条の規定に基づく公示を除く。)

50) 介護保険法第48条第1項第1号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定 _____ に関すること (同法第93条の規定に基づく公示を除く。)

51) 介護保険法第48条第1項第3号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定 _____ に関すること (同法第115条の規定に基づく公示を除く。)

51)の2 介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 _____ に関すること (同法第115条の9の規定に基づく公示を除く。)

51)の3・51)の4 省略

52) 介護保険法第75条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること (同法第78条の規定に基づく公示を除く。)

53・53)の2 省略

53)の3 介護保険法第76条の2第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

53)の4 介護保険法第76条の2第3項の規定に基づく指定居宅サービス事業者に対する措置命令に関すること (同条第4項の規定に基づく公示を除く。)

53)の5 介護保険法第77条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者に対する指定の取消し等に関すること (同法第78条の規定に基づく公示を除く。)

53)の6 省略

53)の7 介護保険法第78条の2第3項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者に係る届出に対する市町への助言又は勧告に関すること。

53)の8 省略

54) 介護保険法第82条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること (同法第85条の規定に基づく公示を除く。)

55・55)の2 省略

55)の3 介護保険法第83条の2第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

55)の4 介護保険法第83条の2第3項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する措置命令に関すること (同条第4項の規定に基づく公示を除く。)

55)の5 介護保険法第84条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する指定の取消し等に関すること (同法第85条の規定に基づく公示を除く。)

55)の6 介護保険法第86条第3項の規定に基づく指定介護老人福祉施設に係る関係市町からの意見の聴取に関すること。

55)の7 介護保険法第86条の2第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新に関すること。

55)の8 介護保険法第89条の規定に基づく指定介護老人福祉施設の

48) 介護保険法第41条第1項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請の受理に関すること _____。

49) 介護保険法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請の受理に関すること _____。

50) 介護保険法第48条第1項第1号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請の受理に関すること _____。

51) 介護保険法第48条第1項第3号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の申請の受理に関すること _____。

51)の2 介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請の受理に関すること _____。

51)の3・51)の4 省略

52) 介護保険法第75条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること _____。

53・53)の2 省略

53)の3 省略

53)の4 省略

54) 介護保険法第82条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること _____。

55・55)の2 省略

変更の届出の受理に関すること。

- 56 介護保険法第90条第1項の規定に基づく_____指定介護老人福祉施設等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人の指定介護老人福祉施設に係るものを除く。）。
- 56の2 介護保険法第91条の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（同法第93条の規定に基づく公示を除く。）。
- 56の3 介護保険法第91条の2第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人の指定介護老人福祉施設に係るものを除く。）。
- 56の4 介護保険法第91条の2第2項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わない旨の公表に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人の指定介護老人福祉施設に係るものを除く。）。
- 56の5 介護保険法第91条の2第3項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人の指定介護老人福祉施設に係るものを除く。）。
- 56の6 介護保険法第92条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の取消し等に関すること（同法第93条の規定に基づく公示を除く。）。
- 56の7 介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設及び変更の許可に関すること。
- 56の8 介護保険法第94条第6項の規定に基づく介護老人保健施設に係る関係市町からの意見の聴取に関すること。
- 56の9 介護保険法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新に関すること。
- 56の10 介護保険法第95条の規定に基づく介護老人保健施設の管理者の承認に関すること。
- 56の11 介護保険法第99条の規定に基づく介護老人保健施設の変更の届出の受理に関すること。
- 56の12 介護保険法第100条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- 56の13 介護保険法第101条の規定に基づく介護老人保健施設の設備の使用の禁止等及び修繕等の命令に関すること。
- 56の14 介護保険法第102条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の管理者の変更命令に関すること。
- 56の15 介護保険法第103条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設者に対する勧告に関すること。
- 56の16 介護保険法第103条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設者が勧告に従わない旨の公表に関すること。
- 56の17 介護保険法第103条第3項の規定に基づく介護老人保健施設の開設者に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。
- 56の18 介護保険法第104条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の取消し等に関すること。
- 56の19 介護保険法第105条において準用する医療法第8条の2第2項及び第9条の規定に基づく介護老人保健施設の休止、再開、廃止等の届出の受理に関すること。
- 56の20 介護保険法第105条において準用する医療法第15条第3項の規定に基づく介護老人保健施設のエックス線装置の設置の届出

- 56 介護保険法第90条第1項の規定に基づく市町が設置する指定介護老人福祉施設等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること
- _____。
- _____。

の受理に関すること。

56の21 介護保険法第105条において準用する医療法第30条の規定に基づく介護老人保健施設に対する弁明の機会の付与に関すること。

56の22 介護保険法第107条第5項の規定に基づく指定介護療養型医療施設に係る関係市町からの意見の聴取に関すること。

56の23 介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新に関すること。

57 介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更に関すること。

57の2 介護保険法第111条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の変更の届出の受理に関すること。

57の3 介護保険法第112条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

57の4 介護保険法第113条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（同法第115条の規定に基づく公示を除く。）。

57の5 介護保険法第113条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に関すること。

57の6 介護保険法第113条の2第2項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

57の7 介護保険法第113条の2第3項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57の8 介護保険法第114条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の取消し等に関すること（同法第115条の規定に基づく公示を除く。）。

57の9 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること（同法第115条の9の規定に基づく公示を除く。）。

57の10 省略

57の11 省略

57の12 介護保険法第115条の7第2項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

57の13 介護保険法第115条の7第3項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57の14 介護保険法第115条の8第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等に関すること（同法第115条の9の規定に基づく公示を除く。）。

57の15 省略

57の16 省略

58～(61) 省略

61の2 介護保険法施行規則第15条第3号の規定に基づく適合高齢者専用賃貸住宅の届出の受理に関すること。

61の3 次に掲げる補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条、第21条、第22条第2項並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

57 介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請の受理に関すること。

57の2 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること

57の3 省略

57の4 省略

57の5 省略

57の6 省略

58～(61) 省略

ア 軽費老人ホーム事務費補助金

イ 老人福祉施設等整備資金利子補給事業費補助金

ウ 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業費補助金

62～67 省略

68 水道法第39条第4項の規定に基づく当該職員の証の交付に関すること。

68の2 大気汚染防止法第26条第3項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

68の3 水質汚濁防止法第22条第4項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

68の4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

68の5 ダイオキシン類対策特別措置法第27条第5項及び第34条第3項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

68の6 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第44条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

68の7 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第71条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

68の8 土壌汚染対策法第29条第4項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

68の9 愛媛県公害防止条例第85条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

68の10 農薬取締法第13条第4項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること（ゴルフ場に係る農薬等の集取及び立入検査に係るものに限る。）。

68の11 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂埋立て等規制条例」という。）第7条第2項の規定に基づく土砂基準に適合しない場合の情報提供及び措置命令に関すること。

68の12 土砂埋立て等規制条例第7条第3項の規定に基づく水質基準に適合しない場合の措置命令に関すること。

68の13 土砂埋立て等規制条例第8条第2項の規定に基づく災害防止のための措置命令に関すること。

68の14 土砂埋立て等規制条例第9条の規定に基づく許可に関すること。

68の15 土砂埋立て等規制条例第11条（土砂埋立て等規制条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町長の意見の聴取に関すること。

68の16 土砂埋立て等規制条例第14条第1項の規定に基づく変更の許可に関すること。

68の17 土砂埋立て等規制条例第14条第3項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

68の18 土砂埋立て等規制条例第15条の規定に基づく土砂等の搬入の届出の受理に関すること。

68の19 土砂埋立て等規制条例第16条の規定に基づく土砂等の量の報告の受理に関すること。

68の20 土砂埋立て等規制条例第17条第3項の規定に基づく水質検査等の結果の報告の受理に関すること。

68の21 土砂埋立て等規制条例第17条第4項の規定に基づく土砂基

62～67 省略

68 水道法第39条第3項の規定に基づく当該職員の証の交付に関すること。

準等に適合しない旨の報告の受理に関すること。

68の22 土砂埋立て等規制条例第20条第1項の規定に基づく完了の届出の受理に関すること。

68の23 土砂埋立て等規制条例第20条第2項の規定に基づく完了の届出に係る結果の通知に関すること。

68の24 土砂埋立て等規制条例第21条第2項の規定に基づく廃止等の届出の受理に関すること。

68の25 土砂埋立て等規制条例第21条第4項の規定に基づく廃止の届出に係る結果の通知に関すること。

68の26 土砂埋立て等規制条例第22条第2項の規定に基づく地位の承継の届出の受理に関すること。

68の27 土砂埋立て等規制条例第23条第1項の規定に基づく許可の取消し又は停止命令に関すること。

68の28 土砂埋立て等規制条例第24条の規定に基づく措置命令に関すること。

68の29 土砂埋立て等規制条例第26条第1項の規定に基づく立入検査等に関すること。

68の30 土砂埋立て等規制条例第26条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

69～(78) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 省略

(1)の2 貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録_____に関すること。

(1)の3 貸金業法第3条第2項の規定に基づく登録の更新_____に関すること。

(1)の4 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換えの申請の処理に関すること。

(1)の5 貸金業法第8条第1項の規定に基づく変更の届出の処理に関すること。

(1)の6 省略

(1)の7 貸金業法第12条の3第8項の規定に基づく貸金業務取扱主任者研修の受講の届出の受理に関すること。

(1)の8 貸金業法第12条の3第9項の規定に基づく貸金業務取扱主任者の解任の勧告に関すること。

(1)の9 貸金業法第24条の6の2の規定に基づく開始等の届出の受理に関すること。

(1)の10 貸金業法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令に関すること。

(1)の11 貸金業法第24条の6の4の規定に基づく監督処分に関すること。

(1)の12 貸金業法第24条の6の5第1項の規定に基づく登録の取消しに関すること。

(1)の13 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づく所在不明者等の登録の取消しに関すること。

(1)の14 貸金業法第24条の6の6第1項第1号の規定に基づく貸金業者の営業所等を確知できない事実の公告に関すること。

(1)の15 貸金業法第24条の6の7の規定に基づく登録の抹消に関すること。

(1)の16 貸金業法第24条の6の9の規定に基づく事業報告書の受理に関すること。

69～(78) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸付対象設備設置の完了に係る検査の実施に関すること。

(1)の2 省略

(1)の3 貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録の申請の受理に関すること。

(1)の4 貸金業法第3条第2項の規定に基づく登録の更新の申請の受理に関すること。

(1)の5 貸金業法第8条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

(1)の6 省略